

大館市バリアフリーまちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4及び第26条の規定に基づき、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）及び移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性向上を推進するため、大館市バリアフリーまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの策定に関する協議及び実施に係る事項
- (2) 基本構想の策定に関する協議及び実施に係る事項
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの実現に向けた取り組みに係る事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は次に掲げる団体等に属する者又は職にある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。なお、第1号から第8号までの委員については、団体等が指名する者とする。

- (1) 国立大学法人 弘前大学
- (2) 東北職業能力開発大学校附属秋田職業能力開発短期大学校
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社
- (4) 秋北バス株式会社
- (5) 秋田県ハイヤー協会 大館支部
- (6) 国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所
- (7) 秋田県 北秋田地域振興局 建設部
- (8) 秋田県警察 大館警察署
- (9) 住民代表及び障害者団体代表
- (10) 大館市福祉部長
- (11) 大館市建設部長
- (12) 前各号に掲げる者のほか、会長が認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は第3条に掲げる者として委嘱又は任命された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 委員が、やむを得ない理由のため出席できないときは、その委員が所属する関係機関、団体の所属者を代理出席させることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(アドバイザー)

第6条 第2条の所掌事業を協議していくうえで、協議会に対し助言・提言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門知識を持つ者から市長が委嘱する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、大館市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。